

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(徴収金額)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2 郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）により公文書類の謄本等の交付若しくは証明を請求し、又は別表第1に掲げる事項について交付、審査、許可若しくは認可（以下「交付等」という。）を受けようとする者は、当該事務手数料のほか郵送等に要する料金を添えなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、郵送等による請求又は交付等から除く。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>付 則</p> <p>1及び2 ……略……</p>	<p>(徴収金額)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、立川市民カードの交付等に関する規則（平成15年立川市規則第52号）第2条第1号に規定する自動交付機により交付する次の各号に掲げる証明等に係る事務手数料については、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 住民票の写し 1通につき150円</u></p> <p><u>(2) 印鑑登録証明書 1通につき150円</u></p> <p><u>(3) 課税（非課税）証明書 1通につき150円</u></p> <p>3 郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）により公文書類の謄本等の交付若しくは証明を請求し、又は別表第1に掲げる事項について交付、審査、許可若しくは認可（以下「交付等」という。）を受けようとする者は、当該事務手数料のほか郵送等に要する料金を添えなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、郵送等による請求又は交付等から除く。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p> <p>付 則</p> <p>1及び2 ……略……</p>

3 平成31年度から平成33年度までの電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と通信回線により接続され、証明書等を自動的に交付する機能を有する民間事業者が設置する端末機をいう。）により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料については、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 住民票の写し 1通につき150円
- (2) 印鑑登録証明書 1通につき150円
- (3) 課税（非課税）証明書 1通につき150円
- (4) 戸籍の附票の写し 1通につき150円

別表第1（第2条・第3条関係）

番号	事務	名称	金額
1 } 6	……略……	……略……	……略……
6の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードの	……略……	……略……

別表第1（第2条・第3条関係）

番号	事務	名称	金額
1 } 6	……略……	……略……	……略……
6の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規	……略……	……略……

	再交付				定する個人番号カードの 再交付		
6の3 ㄱ 75	……略……	……略……	……略……	6の3 ㄱ 75	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。